

**堤根余熱利用市民施設整備事業 入札説明書等に関する個別対話
共有認識事項**

川崎市

令和6年6月24日（月）に実施しました堤根余熱利用市民施設整備事業入札説明書等に関する個別対話について、次のとおり共有認識事項を公表します。

No	事業者	市
1	議題：多目的更衣室におけるトイレについて	
	内容 要求水準書には、「多目的更衣室は、更衣スペース、ロッカー、シャワー、トイレ等の機能を設け、介助者が介助できるスペースを設けること」とあるが、多目的更衣室内にトイレの設置が必須か。	回答 ドライエリアとウェットエリアそれぞれに多目的トイレが設けられており、多目的更衣室利用者の利便性に配慮されている場合、多目的更衣室内にトイレが設置されていなくとも可とします。
2	議題：様式10-1-3「利用料金等収入内訳書」におけるサービス購入料の設定について	
	内容 様式10-1-3「利用料金等収入内訳書」における各年度の表記についても平準化した記載とする必要があるか。	回答 想定する需要を踏まえて年度ごとの増減を反映した記載としてください。なお、サービス対価Cについては平準化した金額を記載してください。
3	議題：無人コンビニスペースについて	
	内容 指定管理業務として求める飲食機能を無人コンビニスペースとした意図を伺いたい。	回答 本施設周辺には、飲食施設が立地しているため、飲食物は施設外でも購入可能と考えています。最低限の飲食機能として、軽食程度の提供ができるよう、自動販売機の設置や無人コンビニスペースの設置を求めています。 また基本計画策定段階における市場調査において事業期間を通じた有人の飲食機能は難しいという意見もありました。
4	議題：歩行用プール、25mプールのバリアフリーの考え方について	
	内容 歩行用プール、25mプールについてスロープ設置を求める意図を伺いたい。	回答 本施設を障害者が利用可能な施設とすべく、車いす利用者のプール利用を目的に、要求水準書においてスロープを設置し、段差解消に努めることを求めています。 ただし、市の求める要求水準を上回る提案であれば、スロープに限定せず他の方法で段差を解消することも可とします。
5	議題：キッズルーム又はキッズコーナーの考え方について	
	内容 キッズルーム又はキッズコーナーの設置意図を伺いたい。	回答 スポーツ教室等に通う子どもの兄弟・姉妹の待機時の利用等を想定します。 キッズルーム又はキッズコーナーは副次的な機能として求めていますので、設置にあ

		たっては、プール等他の機能の利用者に支障をきたすことの無いように配慮してください。
6	議題：基本開館時間以外の時間の活用の考え方について	
	内容 自主事業実施にあたり、基本開館時間以外の施設活用について、考え方を伺いたい。	回答 開館前や休館日に自主事業を行うことは可能です。 ただし、近隣住民に配慮し、午後9時半以降や朝8時以前の利用は不可とします。 なお、既存施設では休館日や朝8時以降のスポーツ（水泳）教室やロケ撮影での貸し出した実績があります。
7	議題：スポーツ教室等運営業務の開催時期について	
	内容 スポーツ教室等運営業務において、通年を通して実施するプログラムは可能か。	回答 可能です。
8	議題：備品リストの記載方法について	
	内容 備品のうち、購入以外の方法で調達する提案をする場合、様式13-4「備品リスト」の記載方法及び費用の計上方法を確認したい。	回答 購入以外の方法で備品調達をする場合であっても、当該備品は様式13-4「備品リスト」に記載し、調達方法を記載してください。 備品リストの合計金額は、様式9-9「施設整備費内訳書」の什器備品設置業務金額と一致させる必要があるため、購入以外の調達とする場合は様式13-4「備品リスト」に費用計上せず、該当する項目に費用計上してください。
9	議題：アスベストについて	
	内容 要求水準書資料-10「アスベスト報告書」は全体を調査した報告書ではないが、現状との差異部分の撤去費の扱いはどうなるか。	回答 入札説明書等から合理的に推測できる範囲は事業者の負担とします。 また、平成20年度の改修工事において天井を貼り替えています。同改修工事の概要資料を別添資料としてあわせて公表しますのでご参照ください。

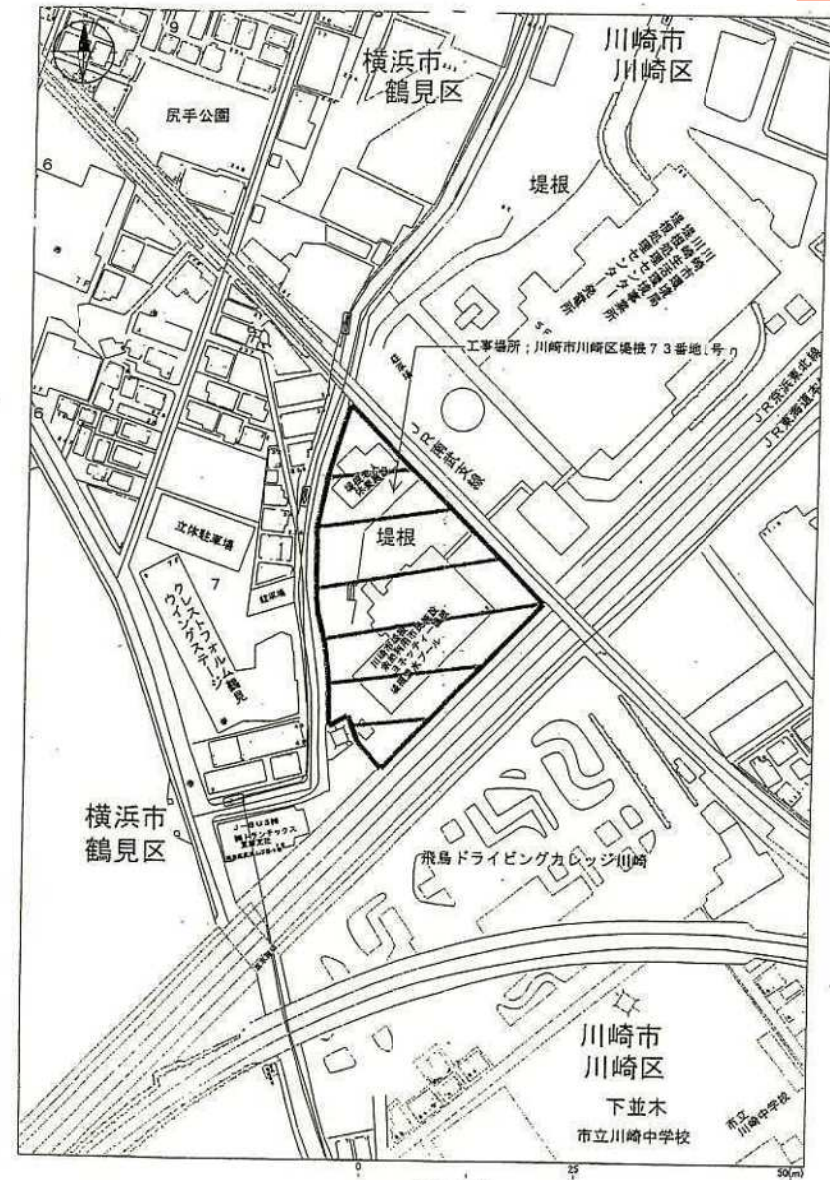
工事概要

工事名 堤根余熱利用市民施設プール棟改修工事

工事場所 川崎市川崎区堤根73番地1

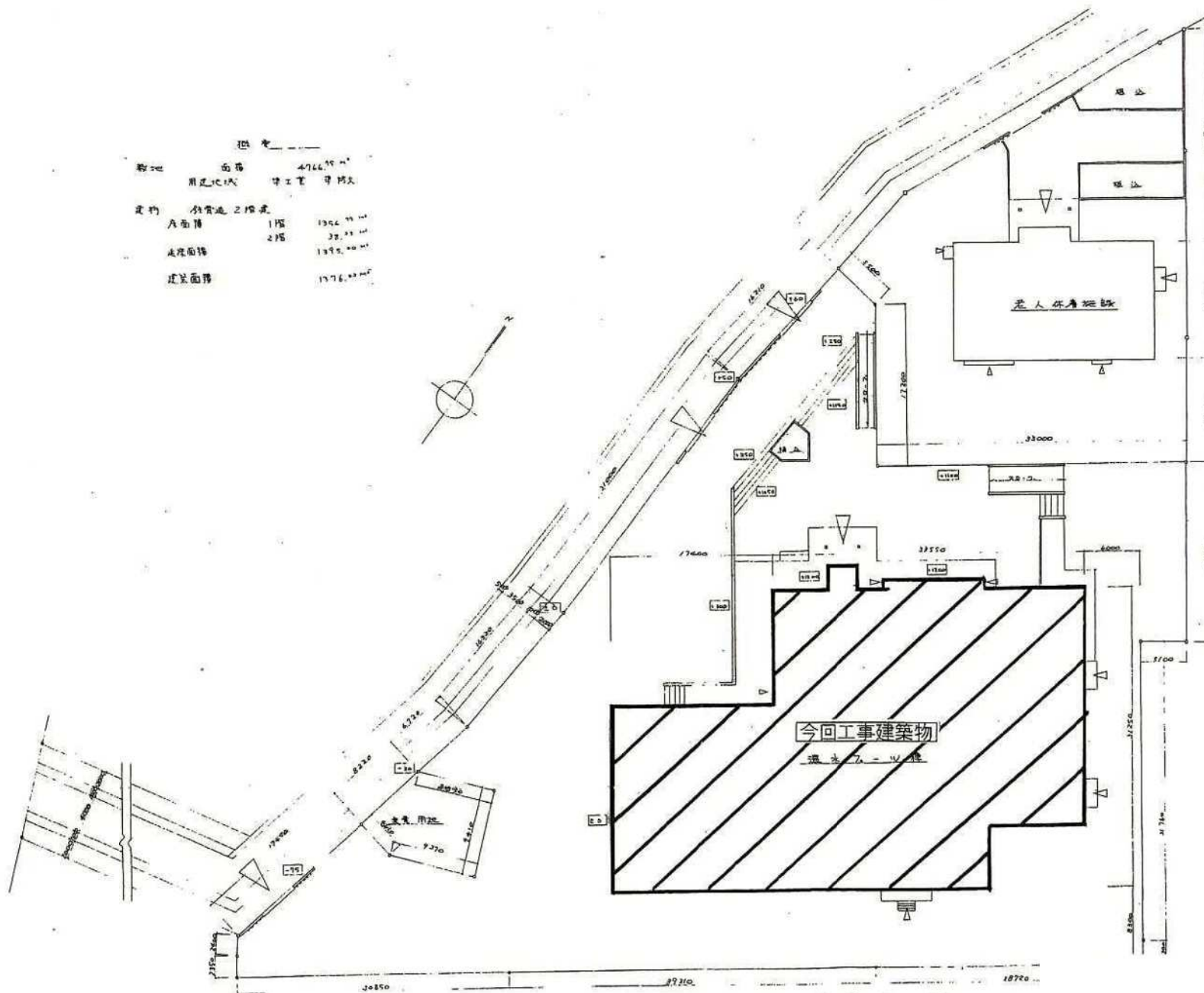
工事内容 内容は別図による

- 特記事項
- ・作業の安全管理を十分に行うと共に、第三者への安全対策を講じる。
 - ・施工計画書に次の内容を記載し、事前に監督員に提出する。
工事内容、実施工程表、緊急時連絡先、仮設計画図、安全管理計画現場組織表
 - ・本工事で発生した産業廃棄物等については全て場外に搬出するものとし、その他関係法令に基づき適切に処理を行う。
 - ・アスベスト含有建材撤去時は、石綿作業主任者を選任し配置する。
 - ・工事施工に伴う工事用資材等の運搬にディーゼル車を使用する場合は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、ディーゼル車規制に適合する車輛を使用すること。
 - ・JR営業線近接作業となるので、鉄道関係法令に基づき作業を行う。
 - ・プール既存天井仕上材撤去後、鉄骨の状態及び錆の状態等の調査報告書を事前に監督員に提出する。
 - ・施工に際し疑義を生じた場合は、監督員と協議の上指示に従い施工すること。
 - ・現場指示事項、特記事項以外についての仕様書は、「建築改修工事標準仕様書(平成16年度版)」国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「建築工事特則仕様書」川崎市まちづくり局施設整備部を参照のこと。
 - ・平成21年3月16日までに完成し、翌日からプールに注水が可能であることとする。



案内図

工事名				
堤根余熱利用市民施設プール棟改修工事				
図名				
工事概要				
縮尺	NO SCALE	日付	H20.9	図番 1/15



配重 1 5.1/2m

工 事 名				
堤根余熱利用市民施設プール棟改修工事				
図 名				
配置図				
縮 尺	NO SCALE	日 付	H20. 9	図 番
				2 / 16

工 事 内 容

工事項目	部位	撤去	新設	補修 改修	工事内容	仕様
1. 屋根防水補修工事						
	折板・樋・笠木			○	外部側仕上面 塗膜防水	ウレタン吹付防水(クイックスプレーSK工法程度)
	折板軒先面戸			○	折板・面戸取合い止水処理	ウレタン吹付防水(クイックスプレーSK工法程度)
	軒樋内ドレン		○		ドレン増設、壁面貫通処理および縦管設置	
	軒樋内ドレン			○	既存ドレン部、改修ドレン設置	改修ドレンN(ダイフレックス同等品)
	笠木・折版			○	ビス部および爆裂部シーリング補修	
2. 外部補修工事						
	外壁	○	○		既存ベントキャップをフード付ベントキャップに交換	SUS2型フード付ガラリ(杉田エース同等品)
	外壁		○		縦管設置および壁面貫通処理	
	外壁			○	外部アルミサッシ回りシール打ち替え	変成シリコン系シール
	外壁			○	サイディングボード縦・横目地シール打ち	変成ウレタン系シール
	外壁			○	点検タラップ塗装	変成エポキシ樹脂塗装・ポリウレタン樹脂塗装
3. プール棟天井補修						
	天井面	○			既存天井仕上撤去および下地撤去	
	天井面		○		天井下地組および仕上げ	スィムライト同等品・天井点検口(気密型) 6ヶ所
4. プール棟壁等補修						
	壁面	○			アスベストt=8 2枚貼撤去	
	壁面			○	けい酸カルシウム板t=8 2枚貼および仕上塗装	ハイラック同等品、アクリル樹脂エナメル塗装
	柱廻り			○	鉄骨柱脚部錆部塗装	変成エポキシ樹脂塗装
	柱廻り			○	鉄骨柱脚部補強、鉄筋コンクリート根巻きおよび塗装仕上	2ヶ所
5. プール棟その他補修						
	倉庫			○	引分けアルミガラリハンガー戸交換	カバー工法
	高温室			○	両サイド片開きドア交換	2ヶ所
	空調ダクト			○	空調ダクト(塩ビ製1000φ)塗装	ポリウレタン樹脂塗装
	鉄骨梁			○	既存鉄骨錆部ケレン・清掃、錆止め塗装	変成エポキシ樹脂塗装
	キャットウォーク			○	タラップ・吊ボルト・点検歩廊・手摺塗装	変成エポキシ樹脂塗装・ポリウレタン樹脂塗装
	全体			○	その他雑部塗装補修(壁塗装剥れ・ビス錆部)	
6. 玄関ホール補修工事						
	壁面	○		○	壁クロス張り替え	
	天井	○		○	化粧石膏ボード貼	t=9.5 準不燃
	天井			○	廻り縁設置	
	天井			○	スパンドレル塗装	ポリウレタン樹脂塗装
	天井			○	フレキシブルボード塗装	アクリル樹脂エナメル塗装
	壁面			○	壁面取外し補修	隠し壁樋の状況確認
	額縁・梁型			○	端部塗装	OP塗装
			○		掲示板設置	アルミ枠・塩ビ発泡シート(1800×900) 2ヶ所
			○		受付カウンター	LION LIシリーズ同等品

工 事 名	塩田余熱利用市民施設プール棟改修工事				
図 名	工事内容				
縮尺	NO SCALE	日付	H20. 9	図番	3/15